

起業家・企業が知っておくべき

3時間でわかる36協定



従業員に法定の労働時間(1日8時間、週40時間)を超えて労働(法定時間外労働)させる場合、または、法定の休日に労働(法定休日労働)させる場合には、あらかじめ労使で書面による協定(36協定)の締結・届出が必要となります。今回のセミナーでは、この36協定の法律的な意味や効果、協定の締結や変更の手続き、見直しのポイントなどについて、弁護士・社会保険労務士が解説いたします。

日時 平成30年6月25日(月) 13:30~ 受付開始 *名刺を1枚ご用意お願いいたします。
13:45~15:25 セミナー 15:25~16:10 グループ・コンサルティング **希望者のみ** 16:10~ 個別相談会

会場 AER7階 アシ☆スタ交流サロン (仙台市青葉区中央1-3-1 仙台駅西口すぐ)

定員 30名(1社1名まで) 起業家、経営者、人事・労務担当者など本テーマに興味のある方はどなたでも参加可能です。
*途中退席の方のご参加はお断り申し上げます。

お申込み方法 セミナーのお申込みは、電話・FAX・Eメール・HPにて承ります。下記のお問い合わせ先に
①お名前、②連絡先(ご住所、電話番号、Eメール)、③所属(会社名、役職名など)をご連絡ください。
*FAXでお申込みの際は、下記のFAX申込書をご利用ください。

13:45~14:30 **セミナーⅠ** **36協定の法的基礎知識**
●36協定とは何か? ●36協定の法的意味 ●36協定の紛争事例
講師 関野 純 仙台市雇用労働相談センター相談員
弁護士(アイリス仙台法律事務所)

14:40~15:25 **セミナーⅡ** **36協定の作成・見直しのポイント**
●労働時間とは? ●36協定作成と見直しの留意点 ●36協定締結・変更の手続き
講師 榊原 拓 仙台市雇用労働相談センター相談員
社会保険労務士(さかきばら社会保険労務士事務所)

15:25~16:10 **グループ・コンサルティング** 数名の参加者に1名の弁護士・社労士が入り、テーマについての理解を深めます。

16:10~ **個別相談会** 雇用契約書・就業規則の整合性・適正性、36協定の内容など、労務に関する疑問について、弁護士・社会保険労務士が無料で相談に対応いたします。
*希望者のみ

主催 仙台市雇用労働相談センター **共催** (公財)仙台市産業振興事業団

後援 せんだい創業支援ネットワーク (構成団体: 仙台市、仙台市産業振興事業団、仙台商工会議所、日本政策金融公庫、七十七銀行、せんだい男女共同参画財団、仙台市市民活動サポートセンター)

参加無料

申込み締切
6月22日(金)
15:00まで

FAXでのお申込みはこちら **022-774-1753** 仙台市雇用労働相談センターあて

会社名		業種	
ご住所			
参加者様 ご氏名		所属部署・ 役職名	
TEL		E-mail	
個別相談会	参加 (相談内容: _____) ・ 不参加		

*申込書に記載いただいた個人情報につきましては、本セミナー(6月25日開催)の参加者把握、本センター主催の各種イベント情報提供の目的にのみ使用いたします。

仙台市雇用労働
相談センターとは

働き方に関する不安や疑問を専門家(弁護士・社会保険労務士)に無料で相談できる場所です!!
新規開業直後の企業などが、雇用のルールを的確に理解し、労使紛争を未然に防止するために、各種相談サービスを提供します。(雇用労働相談センターは、国家戦略特別区域法に基づいて設置されるものです。)

■お問い合わせ

仙台市雇用労働相談センター 仙台市青葉区中央1-3-1 AER7階 アシ☆スタ交流サロン内

TEL 070-3811-9119/070-3811-9120 (受付時間 平日9:00~17:00)

E-mail info@sendai-elcc.jp ホームページ http://sendai-elcc.jp/ ELCC 検索

営業時間/平日9時~17時 土日・祝日・年末年始(12月29日~1月3日)を除く